

愛知県（以下「県」という。）は、2026年7月6日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」第5条第3項の規定により、愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定により、本事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果をここに公表します。

2026年8月6日

愛知県知事 大村 秀章

特定事業（愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業）の選定について

1 事業の内容に関する事項

（１）事業名称

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業

（２）事業に供される公共施設の種類

美術品等共同収蔵庫

（３）公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

（４）事業目的

近年、全国的に美術館・博物館の収蔵スペース不足は深刻な問題となっており、愛知県においても例外ではなく、愛知県美術館、愛知県陶磁美術館及び愛知県立芸術大学（以下「県立３施設」という。）の既存の収蔵庫はいずれも収蔵能力の限界を迎えつつある。

美術作品・資料（以下「作品」という。）の「保存」は、美術館の重要な役割の一つであり、県立３施設は、県民の財産である作品を適切に守り、次代に継承するという共通の使命を担っているが、収蔵庫に作品を保存できなくなると、破損やカビの発生等の危険性が高まり、県民の貴重な財産を守ることが困難になる。また、表現方法が多様化する中で、現代美術では大型の作品が増加しているなど、今後、各本館では保存が困難な作品も想定され、多様な所蔵品に対して、適切な収蔵環境の確保と効果的な管理方法の構築が求められている。

そこで、県立３施設が引き続き作品の保存及び収集活動等を継続できるよう、県立３施設共通の課題に対するスケールメリットを活かした効率的な解決策として、新たに全国初となる複数施設の美術品等共同収蔵施設（以下「共同収蔵庫」という。）を整備する。

この新たな共同収蔵庫は、優れた収蔵環境を構築するだけでなく、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の３つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指すこととする。

共同収蔵庫の整備を通じて、引き続き県民の財産である作品を適切に守り、次代に継承するとともに、愛知の文化芸術の魅力を一層高めていく。

（５）事業概要

ア 事業方式

本事業の実施に当たっては、事業目的に基づき、将来の維持管理・運営を見据えた施設整備を目指すため、設計・建設と維持管理・運営を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していく。

そこで、共同収蔵庫の施設整備については、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに共同収蔵庫の設計、建設を行った後、県に共同収蔵庫の所有権を移転し、維持管理及び運営等を行う方式（BT0 方式）により実施する。

イ 対象施設

本事業の対象施設は、以下の施設で構成される共同収蔵庫とする。

- ・ 収蔵庫
- ・ 外構

駐車場及び駐輪場、敷地内通路及び連絡通路

また、共同収蔵庫には、以下の機能を導入する。なお、作品の種類や特徴は県立 3 施設で異なるため、収蔵室及び前室は施設ごとに区画（ゾーニング）することとする。機能別の要求水準等の詳細については、要求水準書において示す。

- ・ 保存
：収蔵室、前室、荷捌場・作業場、トラックヤード、修復室、撮影室、処置室
- ・ 教育普及（作品の保存について学べる機会の提供）
：閲覧室（収蔵室及び修復室）、レクチャールーム
- ・ 管理
：事務室、警備員室、エントランスホール、風除室、EV、廊下、階段、WC、機械室、ガス消火ボンベ室

ウ 事業範囲

本事業は、以下に示す「(ア) 特定事業」及び「(イ) 任意事業」により構成される業務を対象とする。

「まもる」「ひらく」「つながる」の 3 つのコンセプトを実現するほか、共同収蔵庫のさらなる魅力向上を図るための積極的な提案を期待している。

(ア) 特定事業

特定事業は以下の a から e までとする。

なお、c 及び d のうち、県立 3 施設の作品の保存に係る学芸業務等は各施設の職員が行うものとし、それ以外の業務は、事業者が県及び県立 3 施設と協働して行うものとする。県立 3 施設が自らの作品の保存のために共同収蔵庫を使用することから、事業の実施に当たって、県立 3 施設との調整が必要になる場合がある。

また、共同収蔵庫の供用開始後、県立 3 施設が当面の間利用しない収蔵スペースが生じることから、当該スペースを有効活用することとする。については、共同収蔵庫の一部において実施する、県立美術館の収蔵環境を活用した収益事業（以下「営業倉庫」という。）を、付帯業務とする。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

a 統括管理

- ・ 事業全体の統括業務（ガバナンス業務を含む）
- ・ 経営に関する業務

- ・ 庶務業務
- ・ 事業期間終了時の引継業務
- b 設計・建設
 - ・ 設計業務
 - ・ 建設業務
 - ・ 工事監理業務
 - ・ 什器・備品の調達・整備業務
- c 開館準備（県と協働して実施）
 - ・ 開館までの維持管理業務
 - ・ 作品移設業務
 - ・ 事前広報業務
- d 維持管理・運営（県と協働して実施）
 - (a) 維持管理業務
 - ・ 建築物保守管理業務
 - ・ 設備保守管理業務
 - ・ 備品保守管理業務
 - ・ 環境衛生管理業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 保安警備業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 植栽維持管理業務
 - ・ 外構管理業務
 - ・ 事業期間終了時の引継業務
 - (b) 運営業務
 - i 教育普及業務（作品の保存について学べる機会の提供）
 - ・ 企画・運営業務
 - ・ 広報業務
 - ・ 来館者対応業務
 - ・ 事業期間終了時の引継業務
 - ii 作品運搬業務

e 付帯業務（営業倉庫）

事業者は、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、独立採算による付帯業務を行う。

付帯業務に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

(イ) 任意事業

応募企業、構成員、協力会社又はこれらが出資する会社（事業者を含む）及びこれらの企業と連携する企業（以下「応募企業等」という。）は、本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果が期待される事業について、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、提案内容に基づき、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。

なお、事業区域のうち既存校舎区域に所在する既存建築物等を使用することができる。

任意事業に係る費用については、原則として応募企業等の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

図表 1 本事業の概要

項目	統括管理				任意事業
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	
PFI 特定事業範囲	○				—
契約	特定事業契約				別途任意の事業協定書
事業主体	事業者				応募企業等
期間（予定）	2027 年 7 月～ 2031 年 3 月	施設引渡日～ 開館日の前日	開館日～ 2051 年 3 月	施設引渡日～ 2051 年 3 月	開館日～ 2051 年 3 月
サービス購入料	○	○	○	— (※1)	—
料金徴収	—	—	— (※2)	○	○
公有財産貸付	—	—	—	○	○
共通目的	・ 県民の財産である作品を適切に守るため、温度や湿度を徹底管理できる高い施設性能など優れた機能を有する共同収蔵庫を整備するほか、事業の効率化及び県負担の軽減を図る。 ・ 単に既存の収蔵機能を補完するだけでなく、将来的な収蔵環境や収蔵需要の変化に柔軟に対応しながら、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の3つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指す。				

項目	統括管理				任意事業
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	
個別目的	・共同使用によるスケールメリットを活かした収蔵スペースの確保や優れた収蔵環境の構築	・施設の整備後速やかに維持管理・運營業務に移行できるように業務を実施	・所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用を担保 ・収蔵庫における保存の取組について学べる機会を提供	・県立3施設が利用しない収蔵スペースの有効活用	・本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果を創出
業務内容	・設計業務 ・建設業務 ・工事監理業務	・開館準備業務	・維持管理業務 ・運營業務(教育普及業務、作品運搬業務)	・付帯業務(営業倉庫)	・任意事業の企画・実施
目標値 基準評価	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	(※3)

※1 当該業務実施に係る維持管理費及び運営費は自己負担となる。

※2 運營業務に関して、有料企画(実費相当)の提案を妨げないものとする。

※3 任意事業については、事業者の提案をもとに別途水準を設定する。

(6) 事業期間

共同収蔵庫の設計・建設期間は2027年7月から2031年3月までの3年9か月、維持管理・運営期間(開館準備期間を含む)はその後2051年3月までの20年とする。なお、事業期間は、特定事業契約書に定める事由に該当することで延長することができるものとする。

(7) 事業スケジュール

内容	年月日（予定）
基本協定の締結	2027 年 4 月頃
特定事業契約の締結	2027 年 7 月頃
施設の引渡し	2031 年 3 月
開館日	2031 年度中
事業期間	事業契約締結日 ～ 2051 年 3 月
設計・建設期間	事業契約締結日 ～ 2031 年 3 月
開館準備期間	施設引渡し日 ～ 開館日の前日
維持管理・運営期間	開館日 ～ 2051 年 3 月

(8) 事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は、以下のとおりである。

ア 特定事業

特定事業に係る費用のうち、特定事業契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することとする。

(ア) サービス購入料について

県は、特定事業の業務の実施に係る費用を、サービス購入料として事業者を支払う。

a 設計・建設費に係るサービス購入料

県は、本事業における設計・建設費等相当額として、施設完成後、県に引き渡される際に一括して事業者へ支払う。

b 開館準備費に係るサービス購入料

県は、本事業における開館準備費相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。

c 統括管理費及び維持管理・運営費に係るサービス購入料

県は、本事業における統括管理費及び維持管理・運営費等相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約に定める手続に従い支払う。

ただし、付帯業務の実施に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

(イ) 特定事業に係る収入について

運営業務（教育普及業務）の実施に当たっては、事業者が提案した場合、有料企画（実費相当）を実施することができる。

また、付帯業務（営業倉庫）の実施に当たっては、事業者は、付帯業務（営業倉庫）を行うため、対象施設の一部で寄託を受けた物品を保管することによる収入を得ることができる。

イ 任意事業

任意事業に係る費用については、原則として応募企業等の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

応募企業等は、任意事業により得られた収入を得ることができる。

ウ 大規模修繕及び県による追加投資

県は、事業期間中に大規模修繕（劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるための修繕をいう。）を実施しない想定だが、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ妥当であると判断した場合に、事業者との協議の上で大規模修繕を実施することがある。

日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議の上で実施する。なお、対象となる建築物及び設備の更新は、事業者が適切に日常のメンテナンスを行っていることを前提に県が認めたものについて、大規模修繕に区分することとする。

また、県は、事業目的に照らし、社会情勢の変化を踏まえ、共同収蔵庫の進化及び持続的発展の観点から必要と認めた場合には、事業者との協議の上で県による追加投資を行うことがある。

2 県が直接実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

(1) 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業の実施に関する基本方針」及び愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業実施方針に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による県の財政負担額の定量的評価及びPFI事業で実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

(2) 定量的評価

本事業を県が直接実施した場合とPFI事業により実施した場合それぞれの事業期間全体を通じた県の財政負担額を比較するに当たり、次のように前提条件を設定した。

なお、これら前提条件は、県が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものではない。

ア 前提条件

	県が直接実施する場合	PFI事業により実施する場合
財政負担額の主な内訳	①設計・建設に係る費用 ②開館準備に係る費用 ③統括管理及び維持管理・運営に係る費用 ④起債の支払利息	①県からのサービス購入料 ・設計・建設に係る対価 ・開館準備に係る対価 ・統括管理及び維持管理・運営に係る対価 ②起債の支払利息 ③アドバイザー費 等
事業期間	設計・建設 3年9か月 維持管理・運営（開館準備期間含む） 20年	
設計・建設に関する費用	基本計画に基づき、類似施設の実績・実態及び近年の物価水準等に基づき設定。	一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
開館準備に関する費用	県の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定。	一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
統括管理及び維持管理・運営に関する費用	県の実績及び近年の物価水準等を勘案して設定。	一括発注及び民間事業者の創意工夫等により、県が直接実施する場合と比較して、一定割合の縮減が実現するものとして設定。

	県が直接実施する場合	PFI 事業により実施する場合
資金調達に関する費用	(県の資金調達) ・ 起債	(事業者の資金調達) ・ 県からのサービス購入料 ・ 自己資金（資本金）
共通条件	割引率 3.89%	

イ 算定方法

上記の前提条件を基に、県が直接実施した場合の県の財政負担額と PFI 事業により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

ウ 評価結果

算定結果により、県の財政負担額を比較したところ、本事業を県が直接実施した場合に比べて、PFI 事業により実施する場合は、事業期間中の県の財政負担額が、約 5 % 削減することが見込まれる。

(3) 定性的評価

本事業を PFI 事業により実施した場合、上記のような定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設及び維持管理・運営の効率的な実施

施設の設計及び建設と維持管理・運営を一括して発注することによって、維持管理・運営に配慮した効率的、機能的な施設整備が期待できる。また、複数の維持管理業務を一体化し連携させることで、業務の執行体制の再構築を図ることにより、効率的な維持管理の実施が期待できる。

イ 良好なサービスの提供

PFI 事業により実施する場合、統括管理業務、維持管理・運営業務、付帯業務及び任意事業を長期契約とすることで、事業者に各業務に係る知見や経験が蓄積され、事業者のノウハウや創意工夫等を最大限発揮することによって、施設利用者のニーズに対応した良好なサービスの提供が期待できる。

ウ 健全で安定的な事業運営の実現

県と事業者の役割分担及びリスク分担を適切に行うことによって、修繕に係る突発的な支出等、現在、県が負担しているリスクに適切かつ迅速な対応が可能となり、事業の円滑な遂行や健全で安定した事業運営の確保が期待できる。

エ 付帯業務の実施による本施設の有効活用

事業者が、本施設の供用開始後、県立 3 施設が当面の間利用しない収蔵スペースを営業倉庫として運営することで、県立美術館の収蔵環境を活かした付帯業務が可能となり、本施設のスペースを有効活用することが期待できる。

(4) 総合評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用することで、県が直接実施した場合に比べ、約 5 %の県財政負担額の削減という定量的な効果が見込まれるとともに、設計・建設、統括管理、維持管理・運営、付帯業務及び任意事業の効率的な実施、施設利用者のニーズに対応した良好なサービスの提供が期待できる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。